

仕 様 書

本件業務について

本件業務において配布する「家庭ごみ収集日カレンダー」及び「リーフレット」は、市内の全世帯で発生する家庭ごみの排出日時やごみの分類を定めたものであり、全世帯に確実に配布される必要があるものであることを常に意識し、業務を履行すること。

1 業務の名称

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー及びリーフレット配布業務

(配布区分B)

2 履行期間

契約締結日から令和3年10月29日(金)まで

3 業務概要

配布対象区(下記4参照)内の全世帯に「家庭ごみ収集日カレンダー」(以下「カレンダー」という。)及びリーフレットを配布する基本配布とともに、基本配布の実施後に再度の配布を希望する世帯等への追加配布及び誤配布又は配布漏れがあった際の修正配布を行う。

なお、業務の具体的な内容は下記6以下に記載のとおり。

4 配布対象区(世帯数)

白石区、厚別区、豊平区、清田区(375,488世帯)

※ 令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口

5 配布予定部数

375,500セット(カレンダー及びリーフレット各1部)

※ 基本配布と追加配布の合計数

6 業務の主な予定

カレンダーの受領(基本配布分)	7月16日(金)
配布地図の事前確認に伴う提出	7月20日(火)まで

配布予定表、従事者リストの提出	7月26日（月）まで
リーフレットの受領	7月27日（火）
基本配布	8月13日（金）～9月17日（金）まで
配布不能物件報告書の提出	9月22日（水）まで
追加配布	カレンダー番号ごとの基本配布終了日～ 10月18日（月）まで
修正配布	8月13日（金）～10月18日（月）まで
特別配布指示不要物件リストの提出	10月22日（金）まで
追加配布または修正配布対象物件のうち見落としやすい物件リストの提出	10月25日（月）まで
カレンダー及びリーフレットの返却	10月25日（月）まで

7 業務の具体的内容

(1) 基本配布

実施期間	令和3年8月13日（金）～9月17日（金）まで ※ ただし、条丁目ごとの配布は10日間以内に完了すること。
業務概要	配布対象区内で、以下に該当するすべての配布の対象物件等に、該当するカレンダー（1種類）及びリーフレットを1セットとしてポスティングにより配布する。 【配布の対象物件等】 ・ 配布対象区内の全ての世帯（ただし、事業所は除く。） ・ 外見から住居を併設していると判断される事業所 ・ 別途、札幌市が指示する施設等 ※ 「売家」等の表記があり、明らかに空き家、無人と思われる場合は配布対象外とする。
備考	基本配布で配布するカレンダーは、7月16日（金）に札幌市が指定する印刷会社から受領するものとし、日程については別途協議を行う。 また、リーフレットについても、7月27日（火）に札幌市が指定する印刷会社から受領するものとし、日程については別途協議を行う。 （下記15参照）
配布部数	原則として、各世帯に1部を配布する。 ただし、表札やポストの数から、複数世帯が入居していると判断さ

	れる場合には、世帯数に応じた部数を配布する。(表札が3枚あれば3セット、ポストが複数あれば各ポストに1セットなど。) なお、表札とポスト等の数が一致しない場合には、多い方の数を配布する。 また、別に札幌市から指示があった物件については、当該指示のあった部数を配布するほか、共同住宅の管理人等から予備等として部数の追加の希望があった場合には、当該希望のあった部数を配布する。
--	---

(2) 追加配布

実施期間	カレンダー番号ごと及びリーフレットの 基本配布終了日～10月18日(月)
業務概要	基本配布の実施後、追加の配布を希望する市民への配布を以下の手順により行う。 【追加配布手順】 ① 札幌市が市民から追加依頼を受け付けた場合に、配布先の住所、カレンダーの種類、配布部数を記載したリストを作成し、その都度受託者に通知する。 ② 受託者は、リストを受領後1週間以内に、ポスティング又は郵送等適宜の方法により配布する。 配布後は、配布日とともに、リストに記載のセット数と異なるセット数を配布することがあった際にはその配布したセット数を札幌市に報告するものとする。
備考	カレンダー及びリーフレットのセット配布を基本とする。 配布にあたって封筒等を使用する場合は、受託者の負担により用意するものとする。
配布部数	市民からの追加希望に応じた部数を配布する。

(3) 誤配布または配布漏れがあった際の修正配布

実施期間	8月13日(金)～10月18日(月)まで
業務概要	市民からの申出や札幌市からの指摘等により、誤配布(カレンダー番号を誤って配布したもの)や配布漏れなどカレンダーの適正な配布が疑われる事例が生じた場合には、以下の手順により対応する。 【修正配布手順】 ① 誤配布や配布漏れなどが疑われる事例が生じた際には、札幌市が

	把握した場合は受託者に電話等により内容を連絡し状況の確認を行う。また、受託者において把握した場合には、受託者は札幌市へ電話等により概要を報告する。 ② 札幌市は、受託者の報告内容から必要があると認めるときには、配布不備に関する報告書（様式 7）の提出を指示する。 この際、配布中であれば配布作業を中断し、同一日に同一配布員によって配布されたエリアをできるだけ速やかに調査し、配布不備の状況を記載するものとする。 ③ 札幌市は、対応方法についての指示を行う。 受託者は、この指示を受けるまでは、当該地域における配布を再開しないこと。 ④ 受託者は、配布不備への対応が完了した際には、札幌市に対して口頭で対応内容を報告する。ただし、札幌市が必要と認めた際には文書での報告を求める。
備 考	修正配布では、原則として手渡しにより適正なカレンダーを配布し、誤って配布したカレンダーは回収すること。また、出来る限り迅速に配布を行うこと。なお、修正配布の実施にあたっては、札幌市が定める通知文を添える場合がある。 修正配布の実施に際しては、誤って配布したカレンダーの配布に係る費用及び配布漏れの対応に係る費用は受託者の負担とし、札幌市への請求対象外とする。なお、支払の対象とする配布部数に関する詳細については、下記 14 も参照のこと。
配布部数	市民からの追加希望に応じた部数を配布する。

8 配布作業の留意事項

- (1) 配布時間帯は、原則として各日午後 7 時までとする。
- (2) カレンダー及びリーフレットをセットで配布する際には、カレンダーとリーフレットがそれぞれ配布されたことが一見して確認できるような配布を行うこと。例えばリーフレットにカレンダーを挟み込む等により、一見してカレンダーの存在が確認できないような方法での配布は行わないこと。
- (3) カレンダーは、ポストの形状により困難な場合等を除いて、全体がポストの中に入るように完全投函すること。
- (4) 原則として全ての世帯で、各世帯の玄関に設置されているポスト（ドアポスト）

に投函すること。

なお、マンション等について、集合ポストに投函する場合は全世帯のポストがあることを必ず確認し、集合ポストが設置されていない世帯があればドアポストに投函すること。

札幌市内には、例えば2階以上の世帯のみ集合ポストを設置し、1階の世帯はドアポストのみとなっている集合住宅も存在することから、留意のうえ、全世帯に確実に配布すること。

- (5) 共同住宅に配布する際、管理人等が駐在している場合には、あらかじめ管理人を訪ね、配布の趣旨を説明すること。管理人等が不在であり、管理人等用の連絡ポストがある場合は、配布が完了した旨、配布連絡票を投函すること。配布連絡票の様式については、別途、札幌市から提供する。

また、管理人等から当該物件の全世帯分のカレンダー及びリーフレットを一括して引き受ける旨の申出があった場合には、一括引き渡しができるものとする。

配布連絡票の投函又は一括引き渡しを行った場合、各配布従事者は配布従事者日報（様式4）に記載するとともに、配布地図にマークすること。

- (6) 下宿・貸し間等、ポストや玄関が一つであっても複数の世帯があると判断される場合には、家主等に確認の上、必要となる部数を配布すること。
- (7) カレンダー及びリーフレットは丁寧に取り扱い、汚損、破損、紛失することのないように適切に保管すること。
- (8) 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。
- (9) 配布作業の実施に当たっては、受託者において、氏名とともに、札幌市の委託業務によりカレンダー及びリーフレットを配布中であることを明示した名札を用意し、各配布従事者はこれを着用すること。また、市民に不快感を与えることがないような服装により作業を行うこと。
- (10) 特別な留意事項のある物件等については、別途指示する。
- (11) 配布作業の実施に当たって苦情やトラブル等が発生した場合には、速やかに札幌市に報告すること。

9 業務実施体制の整備と各様式について

- (i) 配布予定表と従事者リスト

ア 条丁目ごとに10日以内に基本配布を完了することのできる人数の配布従事者を確保し、カレンダー番号ごとに、配布責任者1名を配置すること。

イ 7月26日（月）までに、基本配布の実施予定を記載した配布予定表（様式1）

と、従事者ごとの担当地域、配布期間等を記載した従事者リスト（様式２）を作成して札幌市に提出すること。

なお、従事者リストは、変更があれば随時札幌市に提出すること。

(2) 延長配布予定表

受託者の事情等により、条丁目ごとの配布完了に要する期間が 10 日を超える見込みの場合には、速やかに札幌市に報告するとともに、延長配布予定表（様式３）を提出すること。

ただし、7 (㌠) 及び 9 (㌠) アに記載のとおり、原則として条丁目ごとの配布期間は 10 日以内とすること。

(3) 連絡体制

ア 受託者は、札幌市が必要に応じて業務の進捗状況を確認することができるよう、各配布責任者は業務実施日に必ず携帯電話等により連絡をとれる状態とするなど、札幌市との連絡体制を確立するとともに、業務の管理を適切に行うこと。

イ 市民からカレンダーの配布状況について問い合わせがあった際などに、進行中の作業状況を確認する場合があるため、受託者は最新の作業状況を的確に把握できる体制を整えること。

(4) 配布地図

ア 受託者は、配布作業に用いるため、最新版のゼンリンの地図もしくは同等の地図を用意し、カレンダーの種類ごとの対象エリアなど必要な情報を明示すること。

イ 配布にあたって注意を要する物件を、特別配布指示書により別途通知するので配布地図に当該指示物件をマークし、7 月 20 日（火）までに 1 部を提出し札幌市の承認を得ること。

この場合、札幌市から修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

ウ 受託者は、各配布従事者に対して、それぞれの配布地図を用意して作業を指示すること。なお、各配布従事者が使用する配布地図には、あらかじめそれぞれの担当地域を明示するなどにより、誤配布の防止に十分努めること。

エ 配布地図には、物件ごとに配布した数を記載するほか、一括で引き渡しを行った物件、当日配布ができなかった物件など、配布従事者日報に記載の内容が配布地図から正確に確認できるよう、各配布従事者による配布地図のマーク方法を統一して記入すること。

オ 受託者は、札幌市が必要に応じて適宜配布地図により作業状況を確認することができるよう、配布従事者が使用している配布地図を適切に管理すること。

(5) 業務報告（配布従事者日報と日報総括表の作成等）

ア 受託者は、基本配布の実施に当たって、各配布従事者による従事日ごとの配布状況に関する配布従事者日報（様式４）を作成するものとする。

イ 受託者は、配布従事者日報の内容を確認の上、配布作業の結果やカレンダー及びリーフレットの在庫部数などを記録する日報総括表（様式５）を作成し、基本配布期間中の毎金曜日に札幌市に提出すること。

ウ 受託者は、札幌市が必要に応じて配布従事者日報及び配布地図の記載事項を確認することができるよう、適切に管理すること。

エ 配布作業に疑義を生じた場合などには、速やかに札幌市に報告して指示を受けること。

- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、やむを得ない事情により、役務の一部を個人事業主などの第三者に再委託する場合は、７月１６日（金）までに札幌市へ下記(ア)～(ウ)の書類を提出し、札幌市の承認を受けること。また、再委託の追加承認を希望する場合も７月１６日（金）までに札幌市へ下記(ア)～(ウ)の書類を提出し、札幌市の承認を受けること。なお、上記期日を経過した後に急遽新たに再委託先を追加する必要がある場合も同様の書類を提出し、事前に札幌市の承認を受けてから配布等を行うこと。

また、受託者は、再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを事前に確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託をなす場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(ア) 再委託にかかる申請書（任意様式）

(イ) 再委託先一覧（別紙）

(ウ) 申出書（別紙）

10 配布作業の不備の防止について

- (1) 配布作業の実施にあたっては、開始前に、カレンダーに記載している対象地域の住所と配布対象エリアが一致していることを必ず確認する等により、誤配布などの防止に十分注意を払うこと。

- (2) 配布作業中には複数の種類のカレンダーを持ち歩かないこと。また、同一の配布従事者が、同じ日に複数の種類のカレンダーを配布することは原則として禁止する。

やむを得ず、同一の配布従事者が同じ日に複数の種類のカレンダーを配布する場

合であっても、誤配布を防止するために、同時に複数のカレンダーを持ち歩くことがないようにカレンダーの保管場所を確保する他、カレンダーを変更する際には配布地図とカレンダーが一致していることを複数の従事者によって確認する等の対策を講じることとしたうえで、事前に札幌市の承認を得ること。

11 配布従事者において配布不能とされた物件への対応

- (1) 受託者は、配布従事者からの日報等で、配布対象物件ではあるものの、例えば、オートロックよりも内部にポストがある等の理由で当日の配布ができない物件があるとの報告を受けた場合、当該物件の外観に管理会社名や連絡先電話番号の表示の有無を確認するなどにより配布方法を検討し、配布を行うこと。
- (2) (1) の場合において、配布方法を検討した上でも、基本配布の期間中に受託者による配布が困難であると判断する物件については、9月22日（水）までに配布不能物件報告書（様式6）により札幌市に報告し、指示を受けること。

12 配布にあたって注意を要する物件データの精査と報告について

- (1) 受託者は、札幌市が配布に当たって注意を要する物件として通知する特別配布指示書により示す物件のうち、通常の注意を払っていれば見落としとして配布漏れ等が発生する恐れが無いと認められる物件の有無について、契約期間を通じて精査するものとし、これにより見落とし恐れが無いと認められた物件について、その住所、物件名等を特別配布指示不要物件リスト（様式8）により10月22日（金）までに提出すること。
- (2) 受託者は、追加配布又は修正配布の対象となった物件のうち、入り口を見落としやすい等により通常の注意を払うだけでは見落としやすい物件であると認められるものについて、任意の様式によりリストを作成し、10月25日（月）までに提出すること。

13 業務完了届等の提出

受託者は、契約書において定める各回（第1回：基本配布、第2回：追加配布及び修正配布）の業務完了後、完了届（様式9）を提出するとともに、カレンダー番号ごとにカレンダーの受領数、支払対象配布数（基本配布及び追加配布の内訳を明記すること）、支払対象外配布数（誤配布等、修正配布による枚数）、返却数を取りまとめた配布報告書（様式10）を提出すること。

14 支払の対象とする配布部数

- (1) 契約書において配布部数1部あたりの単価を定め、適正に実施された基本配布及び追加配布の部数を乗じた額を支払う。誤配布や配布漏れ等により配布した部数については、支払の対象とする部数に含めない。
- (2) 市民からの申告等により、当該市民の周辺地域における適正配布に疑義が生じた場合は、札幌市の判断により、必要に応じて改めて当該地域への配布を実施する。この場合の配布について、札幌市が日報、配布地図等を含めて当該地域の配布状況を確認した結果、疑義が解消されれば支払対象とし、解消されなければ支払対象外とする。

15 配布するカレンダーの概要

(1) カレンダー

ア 規格など

A3版1部2つ折

イ カレンダーは地区別に、カレンダー番号「中央区①」から「手稲区⑤」まで、市内合計46種類ある。(別紙1の見本を参照)

※ 本業務(配布区分B)で配布を行う対象は、白石区①～④、厚別区①～④、豊平区①～④及び清田区①～②の計14種類。

※ 14種類の区分については、各カレンダーに記載されているものと、別紙2の記載内容を突合して確認すること。(不明な点があれば速やかに札幌市に報告すること。)

ウ カレンダーの受領

受託者が管理する倉庫等(札幌市内)において、札幌市が指定する印刷会社から、7月16日(金)以降に受領するものとする。日程等については、札幌市及び印刷会社と打ち合わせすること。

エ カレンダーの保管および返却

履行期間中、カレンダーは丁寧に取り扱い、適切に保管するとともに、残部は札幌市の指示に従い、10月25日(月)までに指定場所に返却すること。

(2) リーフレット

ア 規格

A3判1部2つ折

イ リーフレットの受領

受託者が管理する倉庫等(札幌市内)において、札幌市が指定する印刷会社から、

7月27日（火）以降に受領するものとする。日程等については、札幌市及び印刷会社と打ち合わせすること。

ウ リーフレットの保管および返却

履行期間中、リーフレットは丁寧に取り扱い、適切に保管するとともに、残部は札幌市の指示に従い10月25日（月）までに指定場所に返却すること。

16 その他

- (1) 札幌市が指定した場合を除き、他の刊行物等と一緒に配ってはならない。
- (2) 札幌市が業務の進捗状況等を現地確認する場合は、札幌市の指示に応じて速やかに協力すること。
- (3) 配布に用いた地図等は、札幌市の指示に応じて随時提出できるよう、業務完了まで保管すること。
- (4) 業務完了後、札幌市から配布地域や部数等を指示するために受領した一切の資料は、札幌市の指示に従い全て返納又は破棄すること。
- (5) この仕様書に定めのある事項について、札幌市の承認がある場合は、より効率的かつ高品質と認められる方法に変更することができる。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、受託者と札幌市の協議の上、定めるものとする。
- (7) 受託者は、別添「個人情報取扱注意事項」を熟読し、個人情報の保護を順守すること。
- (8) 本契約においては、次のように環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底などにより、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

17 担当

札幌市環境局環境事業部業務課 南

（札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎13階 TEL 011-211-2916）

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務(配布区分B)

[illegible]

注1 カレンダー番号毎に、適宜行を追加して作成すること。

注2 複数の条丁目の配布を担当する従事する従事者については、条丁目毎に1行を用いて作成すること。

注3 従事者氏名欄の記載にあたって、氏名での記載が困難である事情がある場合には、札幌市と協議を行うものとする。

注4 従事者リストの内容に変更が生じた場合は、随時札幌市に提出すること。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

【当初配布予定内容】

No.	区	番号	概算配布数 A	配布責任者 氏名	携帯電話 番号	配布開始日	配布終了 予定日	作業日数	延従事者数 B	1人1日当り 概算配布数 A/B



【今回延長する内容】

No.	区	番号	概算配布数 A	配布責任者 氏名	携帯電話 番号	配布開始日	配布終了 予定日	作業日数	延従事者数 B	1人1日当り 概算配布数 A/B

【延長配布の詳細】

No.	住所（条丁目）	従事開始日	従事終了日	作業日数	特記事項

注 様式2 従事者リストも当該延長内容に合わせて提出すること。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

※ この日報の内容は配布地図でも確認できるように整理すること。

カレンダー 番号	住所 (条丁目)	配布 実施日	配布従事者氏名	配布結果					
				配布済 世帯数 (1)	追加で 配布した数 (2)	配布合計数 (1)+(2)	配布連絡票 投函物件数 (棟数)	一括引渡 物件数 (棟数)	当日配布 不能物件数 (棟数)
		/							
		/							
		/							
		/							

特記事項
(苦情などを含む)

「配布連絡票投函物件」→ マンションの管理人等が不在であった場合、配布が完了した旨、連絡用ポストに配布連絡票を投函した物件のこと
「一括引渡物件」→ マンションの管理人等からの申出により必要部数を管理者へ一括で引き渡した物件のこと。
「当日配布不能物件」→ 配布対象だが当日何らかの理由で配布できない物件のこと。（下記へ理由を記入して報告する。）
※ 「一括引渡物件」「当日配布不能物件」が共同住宅の場合は、棟数を記入すること。（居室数を記入しないこと。）

● 当日配布不能物件の詳細情報

No.	項目	詳 細			再配布完了日
1	物件名		必要見込数		
	所在地				
	当日配布不能理由	1. オートロック外にポスト無し 2. 住人配布拒否 3. 犬 4. その他（ ）			
	後日配布するために必要な情報				
2	物件名		必要見込数		
	所在地				
	当日配布不能理由	1. オートロック外にポスト無し 2. 住人配布拒否 3. 犬 4. その他（ ）			
	後日配布するために必要な情報				
3	物件名		必要見込数		
	所在地				
	当日配布不能理由	1. オートロック外にポスト無し 2. 住人配布拒否 3. 犬 4. その他（ ）			
	後日配布するために必要な情報				
4	物件名		必要見込数		
	所在地				
	当日配布不能理由	1. オートロック外にポスト無し 2. 住人配布拒否 3. 犬 4. その他（ ）			
	後日配布するために必要な情報				

※ 当日配布不能だった物件は、後日必ず配布に行きます。後日配布するために必要な情報を記入してください。
例えば、掲示板等を確認するなどして管理会社名と電話番号を記入する。犬の飼われている状況を詳しく記載する等。

この日報に必要事項を記入して、配布地図とともに定められた期限までに提出してください。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

[illegible]

※ 1 配布状況には下記のいずれかを記載すること。

- ・配布済、配布中、未着手

令和 3 年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分 B）

報告日	
-----	--

No.	カレンダー番号		配布 開始日	配布 終了日	報告 対象日 (配布日)	当日配布作業結果	配布累計	在庫				
	区	番号				配布済の数	配布済の数累計 【累計】a	当初 受領数 (b)	追加 受領数(報 告対象日 分)	追加 受領数(累 計) (c)	受領数【累 計】 d=b+c	残部 (d)-(a)
1	白石区	①										
2	白石区	②										
3	白石区	③										
4	白石区	④										
5	厚別区	①										
6	厚別区	②										
7	厚別区	③										
8	厚別区	④										
9	豊平区	①										
10	豊平区	②										
11	豊平区	③										
12	豊平区	④										
13	清田区	①										
14	南区	②										

※1 追加受領数(報告対象日分)欄について、報告対象日に追加で受領したカレンダーがあれば、部数を記載する。

※2 受領数【累計】欄は、追加受領数累計と、当初受領数欄を合計した部数(当初受領数は変動しない)。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

報告日	
-----	--

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
1				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
2				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
3				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
4				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
5				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

No.	物件名	物件所在地住所	配布必要部数(見込)	理由		
6				1. オートロック外にポスト無し 3. 犬 2. 住人受け取り拒否 4. その他 ()		
	状況・対策など			再配布予定日	再配布担当	再配布完了日
					1. 受託者 2. 札幌市	

【様式7】配布不備に関する報告書

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

報告日	
-----	--

1 配布不備の概要

配布不備発生日	区	カレンダー番号	配布責任者	配布従事者
配布不備の区分				
1 カレンダー番号の誤り → 正しくは 区 番の地域に、誤って 区 番のカレンダーを配布した。				
2 配布漏れ				
3 その他（ ）				
配布不備の状況				
※ 配布不備の発生したエリア、同一日に同一配布員によって配布されたエリアなどを記載したうえで、当該エリアの配布状況等についての確認結果を記載する。				

2 配布不備に対する処理結果

処理完結日	修正配布実施世帯数

※ 報告書の提出に先立って、不備が判明次第、迅速に電話等により委託者へ報告を行うこと。

令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー配布業務（配布区分B）

特別配布指示書に掲載の物件のうち、通常の注意を払っていれば見落とす恐れが無いと認められる物件について記載する。

[illegible]

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

名 称 令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー及びリーフレット配布業務
(配布区分B)

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を
可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

----- (以下、札幌市使用欄) -----

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

カレンダー番号			支払対象外配布数
	基本配布A	追加配布B	
中央区①			
中央区②			
中央区③			
中央区④			
中央区⑤			
中央区⑥			
北区①			
北区②			
北区③			
北区④			
北区⑤			
北区⑥			
東区①			
東区②			
東区③			
東区④			
東区⑤			
東区⑥			
白石区①			
白石区②			
白石区③			
白石区④			
厚別区①			
厚別区②			
厚別区③			
厚別区④			
豊平区①			
豊平区②			
豊平区③			
豊平区④			
清田区①			
清田区②			
南区①			
南区②			
南区③			
南区④			
南区⑤			
南区⑥			
南区⑦			
西区①			
西区②			
西区③			
西区④			
手稲区①			
手稲区②			
手稲区③			
合 計	0	0	0

支払対象配布数合計（A + B） = _____

住所

氏名

印

再委託先一覧

再委託者名

配布担当エリア

再委託先名	再委託先 住所	暴力団・暴力団員の 関与がないことの確認	地区	予定配布部数 (月)
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		白石区①	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		白石区②	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		白石区③	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		白石区④	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		厚別区①	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		厚別区②	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		厚別区③	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		厚別区④	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		豊平区①	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		豊平区②	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		豊平区③	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		豊平区④	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		清田区①	
	札幌市〇〇区〇〇丁目〇一〇		清田区②	

申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

下記事項を誓約した上で、令和3年度家庭ごみ収集日カレンダー及びリーフレット配布業務の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

白石区-①

Shiroishi-ku District No.1

- 中央〇条〇丁目
- 本通1丁目~14丁目(南北)
- 平和通1丁目~14丁目(南北)
- 本郷通1丁目~13丁目(南北)
- 南郷通1丁目~14丁目(南北)
- 栄通1丁目~14丁目

ごみは収集日当日の朝、8時30分までに出してください。

資源回収日 備忘録	か月	回	曜日	記入例
				1か月1回 第2土曜日 1か月1回 15日

○集団資源回収の回収日等は、札幌市ホームページまたは札幌市コールセンター(TEL222-4894)で確認できます。

大型ごみは毎週金曜日に戸別収集します。収集希望日の2日前までにお申し込みください。[有料]

お申し込み・お問い合わせ先 **大型ごみ収集センター TEL281-8153**
[年末・年始を除き毎日9:00~16:30受付]

燃やせる ごみ Burnables	燃やせない ごみ Non-burnables	スプレー缶・ カセットボンベ Pressurized spray cans, gas cartridges	枝・葉・草 Tree branches, leaves, grass	雑がみ Mixed paper
		容器包装 プラスチック Plastic packages and containers	びん・缶・ ペットボトル Bottles, cans and PET bottles	乾電池 Dry battery
			ライター Lighter	

白石清掃事務所(白石区東米里2170-1) TEL876-1753
業務課(中央区北1西2) TEL211-2916

令和2年(2020年)

9月 Sep.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
		1 燃やせるごみ スプレー缶類	2 雑がみ	3 びん・缶・ペット	4 燃やせるごみ スプレー缶類	5
6	7 容器プラ	8 燃やせるごみ スプレー缶類	9 枝・葉・草	10 びん・缶・ペット	11 燃やせるごみ スプレー缶類	12
13	14 容器プラ	15 燃やせるごみ スプレー缶類	16 雑がみ	17 びん・缶・ペット	18 燃やせるごみ スプレー缶類	19
20	21 容器プラ	22 燃やせるごみ スプレー缶類	23 燃やせないごみ 乾電池・ライター	24 びん・缶・ペット	25 燃やせるごみ スプレー缶類	26
27	28 容器プラ	29 燃やせるごみ スプレー缶類	30 雑がみ			

※「スプレー缶・カセットボンベ」は「燃やせるごみ」と同じ日に、透明または半透明の別袋に入れてお出ください(無料)

令和2年(2020年)

10月 Oct.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
				1 びん・缶・ペット	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3
4	5 容器プラ	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7 枝・葉・草	8 びん・缶・ペット	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10
11	12 容器プラ	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14 雑がみ	15 びん・缶・ペット	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17
18	19 容器プラ	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21 燃やせないごみ 乾電池・ライター	22 びん・缶・ペット	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24
25	26 容器プラ	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28 雑がみ	29 びん・缶・ペット	30 燃やせるごみ スプレー缶類	31

令和2年(2020年)

11月 Nov.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
1	2 容器プラ	3 燃やせるごみ スプレー缶類	4 枝・葉・草	5 びん・缶・ペット	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7
8	9 容器プラ	10 燃やせるごみ スプレー缶類	11 雑がみ	12 びん・缶・ペット	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14
15	16 容器プラ	17 燃やせるごみ スプレー缶類	18 燃やせないごみ 乾電池・ライター	19 びん・缶・ペット	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21
22	23 容器プラ	24 燃やせるごみ スプレー缶類	25 雑がみ	26 びん・缶・ペット	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28
29	30 容器プラ					

※「簡型乾電池」「ライター」は「燃やせないごみ」と同じ日に、それぞれ透明または半透明の別袋に入れてお出ください(無料)

令和2年(2020年)

12月 Dec.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
		1 燃やせるごみ スプレー缶類	2 枝・葉・草	3 びん・缶・ペット	4 燃やせるごみ スプレー缶類	5
6	7 容器プラ	8 燃やせるごみ スプレー缶類	9 雑がみ	10 びん・缶・ペット	11 燃やせるごみ スプレー缶類	12
13	14 容器プラ	15 燃やせるごみ スプレー缶類	16 燃やせないごみ 乾電池・ライター	17 びん・缶・ペット	18 燃やせるごみ スプレー缶類	19
20	21 容器プラ	22 燃やせるごみ スプレー缶類	23 雑がみ	24 びん・缶・ペット	25 燃やせるごみ スプレー缶類	26
27	28 容器プラ	29 燃やせるごみ スプレー缶類	30 収集なし	31 収集なし		

令和3年(2021年)

1月 Jan.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
					1 収集なし	2
3	4 容器プラ	5 燃やせるごみ スプレー缶類	6 収集なし	7 びん・缶・ペット	8 燃やせるごみ スプレー缶類	9
10	11 容器プラ	12 燃やせるごみ スプレー缶類	13 雑がみ	14 びん・缶・ペット	15 燃やせるごみ スプレー缶類	16
17	18 容器プラ	19 燃やせるごみ スプレー缶類	20 燃やせないごみ 乾電池・ライター	21 びん・缶・ペット	22 燃やせるごみ スプレー缶類	23
24	25 容器プラ	26 燃やせるごみ スプレー缶類	27 雑がみ	28 びん・缶・ペット	29 燃やせるごみ スプレー缶類	30
31						

令和3年(2021年)

2月 Feb.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
	1 容器プラ	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3 収集なし	4 びん・缶・ペット	5 燃やせるごみ スプレー缶類	6
7	8 容器プラ	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10 雑がみ	11 びん・缶・ペット	12 燃やせるごみ スプレー缶類	13
14	15 容器プラ	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17 燃やせないごみ 乾電池・ライター	18 びん・缶・ペット	19 燃やせるごみ スプレー缶類	20
21	22 容器プラ	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24 雑がみ	25 びん・缶・ペット	26 燃やせるごみ スプレー缶類	27
28						

令和3年(2021年)

3月 Mar.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
	1 容器プラ	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3 収集なし	4 びん・缶・ペット	5 燃やせるごみ スプレー缶類	6 燃やせるごみ スプレー缶類
7 容器プラ	8 燃やせるごみ スプレー缶類	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10 雑がみ	11 びん・缶・ペット	12 燃やせるごみ スプレー缶類	13 燃やせるごみ スプレー缶類
14 容器プラ	15 燃やせるごみ スプレー缶類	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17 燃やせないごみ 乾電池・ライター	18 びん・缶・ペット	19 燃やせるごみ スプレー缶類	20 燃やせるごみ スプレー缶類
21 容器プラ	22 燃やせるごみ スプレー缶類	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24 雑がみ	25 びん・缶・ペット	26 燃やせるごみ スプレー缶類	27 燃やせるごみ スプレー缶類
28 容器プラ	29 燃やせるごみ スプレー缶類	30 燃やせるごみ スプレー缶類	31 収集なし			

令和3年(2021年)

4月 Apr.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
				1 びん・缶・ペット	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3 燃やせるごみ スプレー缶類
4 容器プラ	5 燃やせるごみ スプレー缶類	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7 雑がみ	8 びん・缶・ペット	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10 燃やせるごみ スプレー缶類
11 容器プラ	12 燃やせるごみ スプレー缶類	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14 燃やせないごみ 乾電池・ライター	15 びん・缶・ペット	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17 燃やせるごみ スプレー缶類
18 容器プラ	19 燃やせるごみ スプレー缶類	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21 雑がみ	22 びん・缶・ペット	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24 燃やせるごみ スプレー缶類
25 容器プラ	26 燃やせるごみ スプレー缶類	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28 収集なし	29 びん・缶・ペット	30 燃やせるごみ スプレー缶類	

令和3年(2021年)

5月 May.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
2 容器プラ	3 燃やせるごみ スプレー缶類	4 燃やせるごみ スプレー缶類	5 雑がみ	6 びん・缶・ペット	7 燃やせるごみ スプレー缶類	8 燃やせるごみ スプレー缶類
9 容器プラ	10 燃やせるごみ スプレー缶類	11 燃やせるごみ スプレー缶類	12 燃やせないごみ 乾電池・ライター	13 びん・缶・ペット	14 燃やせるごみ スプレー缶類	15 燃やせるごみ スプレー缶類
16 容器プラ	17 燃やせるごみ スプレー缶類	18 燃やせるごみ スプレー缶類	19 雑がみ	20 びん・缶・ペット	21 燃やせるごみ スプレー缶類	22 燃やせるごみ スプレー缶類
23 容器プラ	24 燃やせるごみ スプレー缶類	25 燃やせるごみ スプレー缶類	26 枝・葉・草	27 びん・缶・ペット	28 燃やせるごみ スプレー缶類	29 燃やせるごみ スプレー缶類
30 容器プラ	31 燃やせるごみ スプレー缶類					

令和3年(2021年)

6月 Jun.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
		1 燃やせるごみ スプレー缶類	2 雑がみ	3 びん・缶・ペット	4 燃やせるごみ スプレー缶類	5 燃やせるごみ スプレー缶類
6 容器プラ	7 燃やせるごみ スプレー缶類	8 燃やせるごみ スプレー缶類	9 燃やせないごみ 乾電池・ライター	10 びん・缶・ペット	11 燃やせるごみ スプレー缶類	12 燃やせるごみ スプレー缶類
13 容器プラ	14 燃やせるごみ スプレー缶類	15 燃やせるごみ スプレー缶類	16 雑がみ	17 びん・缶・ペット	18 燃やせるごみ スプレー缶類	19 燃やせるごみ スプレー缶類
20 容器プラ	21 燃やせるごみ スプレー缶類	22 燃やせるごみ スプレー缶類	23 枝・葉・草	24 びん・缶・ペット	25 燃やせるごみ スプレー缶類	26 燃やせるごみ スプレー缶類
27 容器プラ	28 燃やせるごみ スプレー缶類	29 燃やせるごみ スプレー缶類	30 雑がみ			

※「スプレー缶・カセットボンベ」は「燃やせるごみ」と同じ日に、透明または半透明の別袋に入れてお出しください(無料)

令和3年(2021年)

7月 Jul.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
				1 びん・缶・ペット	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3 燃やせるごみ スプレー缶類
4 容器プラ	5 燃やせるごみ スプレー缶類	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7 燃やせないごみ 乾電池・ライター	8 びん・缶・ペット	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10 燃やせるごみ スプレー缶類
11 容器プラ	12 燃やせるごみ スプレー缶類	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14 雑がみ	15 びん・缶・ペット	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17 燃やせるごみ スプレー缶類
18 容器プラ	19 燃やせるごみ スプレー缶類	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21 枝・葉・草	22 びん・缶・ペット	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24 燃やせるごみ スプレー缶類
25 容器プラ	26 燃やせるごみ スプレー缶類	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28 雑がみ	29 びん・缶・ペット	30 燃やせるごみ スプレー缶類	31 燃やせるごみ スプレー缶類

令和3年(2021年)

8月 Aug.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
1 容器プラ	2 燃やせるごみ スプレー缶類	3 燃やせるごみ スプレー缶類	4 燃やせないごみ 乾電池・ライター	5 びん・缶・ペット	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7 燃やせるごみ スプレー缶類
8 容器プラ	9 燃やせるごみ スプレー缶類	10 燃やせるごみ スプレー缶類	11 雑がみ	12 びん・缶・ペット	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14 燃やせるごみ スプレー缶類
15 容器プラ	16 燃やせるごみ スプレー缶類	17 燃やせるごみ スプレー缶類	18 枝・葉・草	19 びん・缶・ペット	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21 燃やせるごみ スプレー缶類
22 容器プラ	23 燃やせるごみ スプレー缶類	24 燃やせるごみ スプレー缶類	25 雑がみ	26 びん・缶・ペット	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28 燃やせるごみ スプレー缶類
29 容器プラ	30 燃やせるごみ スプレー缶類	31 燃やせるごみ スプレー缶類				

※「簡易乾電池」「ライター」は「燃やせないごみ」と同じ日に、それぞれ透明または半透明の別袋に入れてお出しください(無料)

令和3年(2021年)

9月 Sep.

日Sun	月Mon	火Tue	水Wed	木Thu	金Fri	土Sat
			1 燃やせないごみ 乾電池・ライター	2 びん・缶・ペット	3 燃やせるごみ スプレー缶類	4 燃やせるごみ スプレー缶類
5 容器プラ	6 燃やせるごみ スプレー缶類	7 燃やせるごみ スプレー缶類	8 雑がみ	9 びん・缶・ペット	10 燃やせるごみ スプレー缶類	11 燃やせるごみ スプレー缶類
12 容器プラ	13 燃やせるごみ スプレー缶類	14 燃やせるごみ スプレー缶類	15 枝・葉・草	16 びん・缶・ペット	17 燃やせるごみ スプレー缶類	18 燃やせるごみ スプレー缶類
19 容器プラ	20 燃やせるごみ スプレー缶類	21 燃やせるごみ スプレー缶類	22 雑がみ	23 びん・缶・ペット	24 燃やせるごみ スプレー缶類	25 燃やせるごみ スプレー缶類
26 容器プラ	27 燃やせるごみ スプレー缶類	28 燃やせるごみ スプレー缶類	29 燃やせないごみ 乾電池・ライター	30 びん・缶・ペット		

ごみは収集日当日の朝、8時30分までに出してください。

資源回収日 備忘録	か月	回	曜日	記入例
				1か月1回 第2土曜日 1か月1回 15日

大型ごみは毎週金曜日に戸別収集します。収集希望日の2日前までにお申し込みください。[有料]

お申し込み・お問い合わせ先 大型ごみ収集センター Tel281-8153
[年末・年始を除き毎日9:00~16:30受付]

燃やせるごみ Burnables	燃やせないごみ Non-burnables	スプレー缶・カセットボンベ Pressurized spray cans, gas cartridges	枝・葉・草 Tree branches, leaves, grass	雑がみ Mixed paper
		容器包装 プラスチック Plastic packages and containers	びん・缶・ペットボトル Bottles, cans and PET bottles	乾電池 Dry battery
				ライター Lighter

白石清掃事務所(白石区東米里2170-1) Tel.876-1753
業務課(中央区北1西2) Tel.211-2916

令和3年度 家庭ごみ収集日カレンダーの地区の区分（配布区分B）

	区分		対象住所
	No	地区	
白石区	1	白石区◎	● 中央○条○丁目 ● 本通1丁目～14丁目（南北） ● 平和通1丁目～14丁目（南北） ● 本郷通1丁目～13丁目（南北） ● 南郷通1丁目～14丁目（南北） ● 栄通1丁目～14丁目
	2	白石区◎	● 北郷○条○丁目、○番地 ● 川北○条○丁目、○番地 ● 川下○条○丁目、○番地 ● 菊水元町○条○丁目 ● 東米里○番地 ● 米里○条○丁目
	3	白石区◎	● 東札幌○条○丁目 ● 菊水○条○丁目 ● 菊水上町○条○丁目
	4	白石区◎	● 本通15丁目～21丁目（南北） ● 平和通15丁目～17丁目（南北） ● 南郷通15丁目～21丁目（南北） ● 栄通15丁目～21丁目 ● 流通センター1丁目～7丁目
厚別区	5	厚別区◎	● 厚別西○条○丁目、○番地 ● 厚別北○条○丁目 ● 厚別町山本○番地 ● 厚別町小野幌○番地（JR函館本線の北側）
	6	厚別区◎	● 厚別中央1条1丁目～4丁目、7丁目 ● 厚別中央2条～5条の○丁目 ● 青葉町11丁目・12丁目、14丁目～16丁目
	7	厚別区◎	● 厚別南○丁目 ● 上野幌○条○丁目 ● 厚別町上野幌○番地 ● 大谷地西○丁目、東○丁目 ● 青葉町1丁目～10丁目、13丁目 ● 厚別中央1条5丁目・6丁目
	8	厚別区◎	● 厚別東○条○丁目 ● 厚別町下野幌○番地 ● もみじ台東・西・南・北の○丁目 ● 厚別町小野幌○番地（JR函館本線の南側） ● 下野幌テクノパーク○丁目
豊平区	9	豊平区◎	● 豊平○条○丁目 ● 旭町○丁目 ● 水車町○丁目
	10	豊平区◎	● 中の島○条○丁目 ● 平岸○条○丁目 ● 美園○条○丁目 ● 月寒西1条2丁目1番45～62 ● 月寒西2条4丁目1番 ● 月寒中央通1丁目1番20 ● 月寒西1条3丁目1番（35～38のみ）
	11	豊平区◎	● 西岡○条○丁目、○番地 ● 福住○条○丁目 ● 羊ヶ丘7番地
	12	豊平区◎	● 月寒東○条○丁目 ● 月寒西○条○丁目（月寒西1条2丁目1番45～62・月寒西1条3丁目1番35～38・月寒西2条4丁目1番を除く） ● 月寒中央通○丁目（月寒中央通1丁目1番20を除く） ● 羊ヶ丘1番地

清田区	13	清田区◎	● 北野○ 条○ 丁目 ● 清田○ 条○ 丁目、○ 番地 ● 真栄○ 条○ 丁目、○ 番地 ● 有明○ 番地 ● 美しが丘1条～3条の1丁目・2丁目 ● 美しが丘3条3丁目1番・2番・3番55
	14	清田区◎	● 平岡○ 条○ 丁目 ● 平岡公園東○ 丁目 ● 里塚○ 条○ 丁目、○ 番地 ● 里塚緑ヶ丘○ 丁目 ● 美しが丘1条～3条の3丁目～10丁目（美しが丘3条3丁目1番・2番・3番55を除く） ● 美しが丘4条・5条の○ 丁目